

第12回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年7月5日(月) 午後2時30分

場所 上市町役場 4階 大ホール

出席委員 12名

1番	稲葉 悟	2番	岩城 正治	3番	富樫 隆	4番	村上 正毅
5番	酒井 喜之	6番	宮崎 順子	7番	藤田 秀雄	8番	大江 登美江
9番	青木 幸男	10番	林 忠治	11番	中川 治	12番	碓井 繁

出席推進委員 2名

事務局

出席者

事務局長 酒井 紀明

事務局長代理 田中 明紀子

議事録署名委員 1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治

議事日程

- 開会
- 会長の挨拶
- 議事録署名委員の指名
- 議案
議案第1号 上市町農業委員会規定の制定について
議案第2号 上市町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定の一部改正について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について
議案第4号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第5号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について
議案第6号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について
議案第7号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について
- その他
- 次回委員会等の開催予定について
第13回総会
日時 令和3年8月5日(月) 午後2時から
場所 上市町役場4階 大ホール
- 閉会

午後14時30分 開会

事務局長

それでは、第12回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので、宜しくお願いします。

只今の出席委員は、12名中12名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。なお、推進委員は、種田推進委員、森田推進委員にご出席いただいております。

開会にあたりまして、上市町農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

会長あいさつ

事務局長

会長ありがとうございました。
それでは議事に入りたいと思います。
総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しくお願いします。

会長

議事録署名委員は、1番 稲葉委員と2番 岩城委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

「議案第1号 上市町農業委員会規定の制定について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書読み上げ）

事務局長 （議案書をもとに説明）

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

会長 これ、今までなかったんですね。

事務局長 そうですね。今までうちの町では制定されていなかったということです。

委員 会長の互選についてですが、初めて委員になられた人なんか投票ではどなたがいいかわからないんじゃないでしょうか。

会長 それについては、条文にも異議のないときは指名推薦の方法によることもできるとあるので、必ずしも投票になるとは限らないように思います。その他ご意見などないでしょうか。

それでは採決いたします。議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

議案第1号について全員賛成と認め、議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

では次に「議案第2号 上市町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書を読み上げ）

事務局長 （議案書をもとに説明）

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

特にご意見ないようなので、それでは採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

議案第2号について全員賛成と認め、議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

では次に「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

申請地見取り図は17ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 （1番について）所有者の●●さんは現在80歳なんですけど高齢化ということと、後継者がいないということで、田んぼを売りたいと私のところへ相談にいられました。●●さんがもともと●●さんの田んぼを耕作しておりましたが、ちょっと●●さんと●●さんの思いが合わなかったので中に入ってほしいということでした。色々と話したんですけどこの地図の神明社の横に三角の土地があると思うんですけど、もともと●●さんは塗装の仕事されておられましたんでここに倉庫が建っています。これを解体してまわりの木を伐採するとすると、それなりに費用がかかるのでこの田んぼ3枚とこの三角の土地を抱き合わせて調整して、売買価格について双方が納得されましたので、今回の申請ということになりました。先程申しましたように●●さんがこれまで耕作しておられましたので、所有権移転しても特に問題はないと思います。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 現地の方確認してきたんですけども●●さんが続けるのであれば問題ないと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

これ利用権設定はしてなかった？

委員 これは過去は手続きしておられたんですけど、更新しておられなかったようです。

会長 実際耕作はされていたんですね？

委員 はい。耕作はされております。

委員 それから売買価格についてですが、基盤整備がこの地区に入ります。それで●●さんは8町くらい買われる予定なんですよ。その時に1反あたりの価格が決まっているものだから、ここだけを高く買うわけにはいかんということでした。

会長 田んぼの売買について、農業委員が間に入ることがあるんですけど、双方の折り合いが非常に難しいです。

委員 これはケースバイケースだから。価格についてはこれは場所とかいろんな条件ありますので、これはお互い当事者同士の話ですよ。

会長 それでは採決いたします。議案第3号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

議案第3号について全員賛成と認め、議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

では次に「議案第4号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は20ページでございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員

(1番について)場所は●●●●駅の西側です。この土地はもともと平成3年に●●さんが住宅を建てるといって許可を得て土地の造成まで行っていました。諸般の事情で●●市の方に家を建てるといってなったため、長い間そのままになっていました。それで今回譲受人の●●さんが現在近くのアパートに住んでるんですけど、お子さんも大きくなって手狭になってくるので、ゆくゆくは一軒家を建てたいということで、●●●●さんが中に入ってここを紹介され、申請となりました。場所的には既に盛り土されております。ただ地目変更がされていないので現在は田ということです。現地を見たら雨水については道路側溝へ、西側が田んぼになっていますが、建物と田んぼの間を4メートルくらい空けてありまして、勾配も北側に側溝あるんですけどそこへ流れるような形で設計されていますので、田んぼに影響を与えることはないと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。推進委員ご意見ありますか。

推進委員

現地は確認してきたんですけど建てられる人が変わるということで、問題ないと思います。

会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

特にないようですので、それでは採決いたします。議案第4号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

議案第4号について全員賛成と認め、議案第4号については「意見なし」とすることにいたします。

では次に「議案第5号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

はい。(議案書をもとに説明)

ありがとうございました。先程の議案第4号1番と同じ案件になりますが、担当委員から何か改めて発言があればお願いします。

委員

ないです。

推進委員

ないです。

会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

会長

はい。よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第5号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

議案第5号について全員賛成と認め、議案第5号については「意見なし」とすることにいたします。

では次に「議案第6号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。

今回利用権の設定は、全体で1件、面積は13,790㎡です。内訳は再設定0件、新規1件で主な作付け作物はそば・麦です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成と認めます。議案第6号については原案どおり承認いたしました。

では次に「議案第7号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は30ページでございます。現地写真も確認されご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

会長 はい。ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員、推進委員から説明とご意見をお願いします。

委員 昼から事務局と会長、職務代理、●●委員と私6人で現地を見てきました。写真で見られるとおり農地とは言えないような所がほとんどでしたが、一覧にあるように一部には畑が作ってありました。それから管理もしてありました。それ以外はやっぱり原野の様相で今更どうしようもない所ばかりです。それらについては非農地としてもよろしいんじゃないかと思います。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 ●●委員が言われましたとおり畑を作ってるところが何件ありました。それ以外は写真を見たら分かるように荒れた原野の様相ですので非農地でよろしいと思います。以上です。

委員 申請農地見取り図の下の小さいのが30年ほど前から草がボーボーになっているので、これは非農地にしていいのではと思います。ただし大岩の方に2か所ほどありますね。これ間白くなっています。これが畑になっている所なんです。これを除外したその他については認めざるを得ないと思います。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

会長 では、一覧にある畑作や管理ありの場所は除いて、それ以外の土地にうちで決定したいと思います。

会長 それでは採決いたします。議案第7号について、畑作や管理ありの土地を除いた一覧にある農地について、非農地と判断することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

全員賛成と認めます。議案第7号について承認いたします。

次にその他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局、その他連絡事項朗読)

会長 以上をもちまして、第12回上市町農業委員会総会を閉会いたします。

午後15時30分 閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和3年7月5日

会 長 碓井 繁

議事録署名委員

1 番 稲葉 悟
2 番 岩城 正治